

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷七十第

行發日一月一十年二十正大

## 論叢

鎌倉時代の土地制度 . . . . . 文學博士 三浦 周行  
 租税の逋脱 . . . . . 法學博士 神戶 正雄  
 水戸藩に於ける各種の貯穀 . . . . . 法學士 本庄榮治郎  
 海運の獨占より生ずる利益 . . . . . 法學士 小島昌太郎

## 時論

復興事業と經濟界の現況 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎  
 震災の教訓と復興問題 . . . . . 法學博士 山本美越乃

## 說苑

マルサスの地代論に就て . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦  
 京都市に於ける家賃の統計的研究 . . . . . 經濟學士 岡崎 文規  
 勞働生産力と勞賃 . . . . . 經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

安政震災の復舊策に就て . . . . . 法學士 本庄榮治郎  
 震災地と産業組合 . . . . . 經濟學士 大森 健作

## 震災地と産業組合

大森 健 作

一

九月一日勃發した關東地方の大震災災により、識者の先づ第一に頭を悩ましたものは金融の硬塞であつた。蓋し一國政治の中心であり、金融の中樞である東京の商業地域が、殆ど全滅の厄に會つたのであるから、當局者が心痛したのは當然の事である。其の結果、同月六日支拂猶豫令の發布施行となつたが、幸にして東京市内の罹災銀行も漸次開業執務し、關西諸銀行の援助と相俟つて秩序は大に恢復し、九月三十日を限りとして支拂猶豫令も撤廢され、之が對策として日本銀行の罹災手形再割引、擔保融通擴張方針の聲明となり、一般金融市場は稍々安堵の胸を撫で下ろした。

斯くて政府の日銀に對する一億圓を限度とする損失補償聲明と、日本銀行の此等徹底的貸出によつて、一般中央金融制度は慥かに調整せ

られ、從來健實なる經營方針を執つて居つた大商工業者は、此の資金に依つて澁滞なく取引を繼續し得るであらう。上層階級は夫れで宜しとして、借罹災者の大部分を占むる小賣商業者小工業者、其他所謂中下層階級は何うなるであらう。

最下層階級の大部分を占むる失業労働者の救済に關しては、政府當局地方自治體その他各種施設の活動があり、或は新聞紙の援助、輿論の喚起に勉むるありて相當世人の注意を引いて居るが、中産階級たる小商工業者の救済に就いては、吾人の寡聞なる、未だ之を聞かぬが、此等商工業者の數は、恐らく労働者數に比し甚だしき遜色を見ぬであらうし、また東京市復興と云ふ方面より云ふも、決して等閑に附す可き事柄ではあるまいと思ふ。

從來小賣商人は卸賣商の掛賣により資金を得、小工業家は製造品代價の前拂によつて資金の融通を得て居つたのであらうが、大部分の卸商が彼等自らの資金にさへ窮するに到つた今

日、果して從來通りの商取引を肯するであらうか。新聞紙の報する所によれば、大阪の卸賣商間にあちこちでも現金取引が勵行せられ、黄金の靈驗いやちこち聞く。況んや罹災地に於ける商取引は、想像するに餘りがある。

元來銀行は中産以上の階級の金融金關であつて、小資産者階級に對しては、その借出口は嚴重に閉鎖されてあつたのである。今回俄かに日本銀行が思ひ切つた貸出を行つたとしても、金融引締りの昨今市中銀行の貸出資金が從來の營業圈を脱して、中下層階級、而かも供す可き擔保物の何物をも有せざる人々に迄、霑うべしとは吾人の夢想だも及ばざる所である。否却つて從來銀行が、三拜九拜して御最負に預つて居た得意先と雖も、確實なる擔保を提せざる限りは貸出を拒絶さるゝであらう。之を以て銀行の冷酷を怨む勿れ、銀行の貸出は、救助ではないのである。如何に救濟的貸出とは云へ、返濟の見込なきものに對して貸すは、營利機關たる銀行の敢へて爲す可き事に非ざるは明かである。之

れ日銀の貸出擴張後の今日、尙商工資金難の聲を聞く所以である。——勿論日銀よりは借受ながら、他方之を自己の穴埋に充當する如き銀行もないとは云へぬが。

斯くの如く銀行の貸出は殆んど全く、對物信用に依るものであるから資産家が一朝にして今次の如き大天災に遭遇し、資産を蕩盡した場合、銀行にとりては單に路傍の人に過ぎぬ。まして從來取引關係なく、供す可き何等の擔保品も有せざる小商工業者は、銀行のドーアのハンドルさへ握り得ぬは明かである。然るに幸にも茲に物的信用を基礎とせざる唯一の現代的金融機關がある。信用組合が即ち之である。

## 二

現今我國に於て下層金融機關と稱す可きもの少からざる中に、此の大震災災により家屋を蕩盡した小民に資金を供給し、而かも救濟的色彩を帯はしめず、合理的の貸付をなし得るものが、幾何あるであらうか。以下各種下層金融機關に就て、その能否を吟味してみよう。

下層金融機關と云へば、誰れしも先づ頭に浮べるものは、數百年の歴史を有する我國固有の機關たる無盡講である。無盡講はその組織の精神たる相互主義上より見るも、對人信用を貸付方法の基礎とする點より見るも、亦その發達の起源が罹災隣人の救済手段に利用せられしに始るに徴するも、罹災人民の金融機關として、その使命を完うするに適するが、如何にせん救済を要する者は、全町民の總てとあり、救済の任に當る可き隣人は、何人も残存しないので、罹災地に於て講を仕立つるが如きは、思ひも寄らぬ事である。

無盡講の變體として營業無盡がある。之とて加入者の多數が資金を供給して、始めて一人の加入者かその資金を獲得し得るものであつて、加入者の總てが同時に資金の供給を受け得る事は、全然不可能の事である。然るに震災地に於ては總ての人が資金の需要者であつて、供給者は皆無である。次に質屋金錢貸付業者に就て見るに、恐らく兩者とも罹災者であつて、資金供

給の餘裕ある者はあるまい。幸にして損害を免れて貸付余力ありとも、罹災民は質屋に質押として供す可き何物をも有せぬであらう。金錢貸付業者は亦此際は危險、負擔大なるが故に、法外の高利を要求するであらう。假令又この高利に甘んずるとしても、恐らく其の供給は此の大需要の一小部分をも充し得ぬであらう。

その他郵便貯金・信託會社・有價證券割賦販賣業者等があるが、之等は全體に於て、受信業務を主とするものであるから、此際殆ど問題とすに足らない。然らば罹災民はその金融を何處に求む可きか。吾々は産業組合を措いて他に適當の金融機關を見出し得ないのである。

### 三

信用組合は云ふ迄もなく無盡講と同じく、相互扶助を以て其の設立の本旨とするものであるから、貸出の如きも對物信用のみに偏せず、對人信用を重するは周知の事實である。従て各組合多くは信用調査委員を設けて、年數回組合員の信用調査を行ひ、信用表なるものを作製して之

に基いて各員への貸出を爲すのである。而て信用程度評定の標準は多くは(一)對人信用、(二)資産、(三)持分、(四)組合利用の程度等を各百點滿點にて探照し、總點數の平均によりて各組合員への最高貸付額を決する。(一)の對人信用は莫然と觀察しては探照困難なるが故に、(イ)義理堅く約諾を重じ時間を守る事、(ロ)勤勉にして云々(ハ)家庭平和ニ共同心等の各項を各々廿五點滿點として探照する。(東京府玉川信用購買販賣組合規約による。)

斯くの如く組合にありては、組合員の資産信用その他生活一般の狀態が、掌中の玉を見る如く悉知せられ、就中各人の信用、行狀は最もよく判明せるが故に、信用を基礎として貸出す場合には、他の何れの金融機關よりも合理的に安全に之を執行し得るのである。元來我國が其の範を執つた獨乙のライフアイゼン式國民銀行は、殆ど物的擔保能力を顧慮せず全然對人信用に基礎を置けるに反し、我國では組合事務の安全を期せんがため、右の如き折衷方法を採用したのである。平時にありて、資産を無視し、對人信

用のみによりて貸付をなさば、組合の基礎を危ふするとの非難は免れ得ざる處であるが、非常に於ける緊急策として、現在組合員の資産に拘泥せず、從來調査せる信用のみに依りて貸出しても、公益法人たるの本質上、恕す可きものではあるまいか。亦從來の組合の貸付を生かすがためにも、組合の自營上かゝる際の貸出は、當然の事と云ふ可きである。

新聞紙の報する所によれば、市内に於ける燒失せし産業組合百十六組の損害概算額は、五百六十二萬圓に上り、この金額だけ低利資金の供給を仰がんことを東京府組合で可決したといふことである。聯合會のこの決議は、極て機宜に適した所置であるが、更に進んで今後の組合貸付資金の貸下を申請する事を討議せなかつた事は惜しむべきことである。

(註) 大正十年の東京市統計表によれば市内における産業組合五十六とあり。

又農務省の産業組合要覽によれば、大正八年末東京府の産業組合數は、百七十五、年末現在貸出額三八二、六〇一圓に過ぎぬから、四年後の今日、十倍することも府下全組合

の貸出が三、八二六、〇一〇圓となり、前記五百六十二萬圓よりは遙かに少ない。又八年末預金と貸付と合しても一、一三〇、〇〇〇圓に過ぎない。

産業組合中央金庫の制未だ確立せざる今日、直接に貸下ぐるは如何と思はれるが、從來の例にならひ勸業銀行によりて或は又農工銀行を通じて下附するもよし、速かに政府は何等かの方法によりて、適宜の金額を同地方組合に貸下ぐる事が、最も希望す可き刻下の急務ではあるまいか。然らざれば一方に銀行救済のため一億の支出を承認しながら、他方社會政策上、最も緊要の資金を惜むは、片手落の甚しきものこの譏を免れぬであらう。言ひ古るした諺ではあるが、富者の萬燈は貧者の一燈に比す可く、此の際銀行界に注ぐ一圓は、下層金融界にとりては數百圓にも貴いであらう。政府は須らく適宜の方法により、此の種資金の供給の途を開かん事を切望して止まぬ次第である。

四

然も亦蹴つて考ふるに、現今都市に於ける産

業組合の普及は殆ど云ふに足らぬ。恐らく罹災地に於ける産業組合員は、罹災民の一小部分に過ぎないであらう。大正十年の東京市内産業組合数は五十六、其組合員數三一、八一〇人、之を同市戸數(外國人を除く)六三七八五九戸に比せば、組合員一人當り戸數二十戸半即二十戸の内僅に組合加入者は一戸に過ぎざる事となる。斯くては東京市内にても約三十五萬戸を烏有に歸せし此の際、金融機關として現存産業組合が罹災者に貸出す資金は、九牛の一毛たるに過ぎないであらう。勿論右の罹災戸中には或は銀行の貸出資金により、或は預金の引出、保険金の拂戻、その他の方法によりて、事業資金を得る者もあらうが、それは全體より見れば、多くて二三割を超えまい。そこで今迄組合員でなかつた者(勿論組合員たる資格なき者も少なからずあらう)は各町毎に或は同業者相互に(同一町内住居者相互に於て其の性質素熟を熟知する程度よりも、同業者間相互に於ての方が却つて信用状態等も悉知せられて居るであらう)無限責任の産業組合を組織して、勸業銀行或は農工銀行

を通し政府より資金を借入れて、組合員への貸付資金としたらよからう。勞働能率が協力により増大せらるゝと同様、人の信用も又連帶責任によつて著るしく重加するものであつて、個人各自では得難い信用も、組合によれば容易に得らるゝものである。又今回の如き大天災に面して、無力の人間は唯共同して以て之に當るより他眞方法を見出し得ざることは、罹災地に於ける諸般の設備によりても證明せらるゝ處である。金融策を講ずるにも、又和衷協同に依る組合を以てするより外はない。茲に吾人が組合組織上、我國産業組合の六割七分を占むる有限責任制を執らずして、特に無限責任制を採つたのは、貧民救済を唯一目的として出來たライフアイゼン式國民銀行が、無限責任であつたからでもあるが、更に重要な理由は、何等の基礎なく經驗無き新設組合が、一時に多額の資金を借入ねばならぬからである。組合理事の手腕の程も不明であり、組合員の事業成功の能否も覺ばつがなく、且裸一貫の組合員により組織された組

合に貸出すのだから、政府が組合員に連帶無限の責任を要求するであらう事は、理の當然である。吾々が勸むる迄もなく、死生を共にした罹災民諸君も、亦進で經濟上の利害を共にし連帶無限の責任を分擔して、各自家業の回復を謀るであらう。茲に呉れゝも注意すべきは、組合組織の任に當る者が組合員選任上の注意である。組合員たる可き者は永年東京に住居し、且此後も永住する見込ある者、及最近數年前の移住者たりとも資性勤勉にして引續き永住の見込ある者たることを要する。

斯くの如く罹災地に急遽組合を組織するは、極めて迂遠にして、且借受人の身元、既設組合に比し不明不確實なる爲め、貸出に伴ふ危険甚だ大であるが、非常の場合かゝる小瑾に拘泥して云々し、時日を遷延するは、社會政策上より見ても、東京市復興策上より云ふも、甚だ策の得たるものと云ふを得ない。又人道上より云へば、若干の物質上の損失は國民共同にて當然負ふ可きものではあるまいか。現に割引手形上の損

害は、一億を限度として政府が之を負擔するではないか。非常の際とて、計算の基礎的數字を得難いから、何程に上るか不明であるが、假りに前記既設及新設産業組合に復舊資金を貸付くるとしても其損害は恐らく手形割引損害の十分の一にも上るまい。此の際政府當局は徒らに膨大なる事業にのみ力を注ぎ、虚名を得るに汲々たるよりも、寧ろ退いて巷間の事情に意を注ぎ、社會の中堅たる中下層階級復舊に助力せられん事を希望して止まざる次第である。

五

上に述べ來つた如く産業組合は、罹災地庶民金融機關の唯一のものであるのみならず、又更に他面斯る非常時庶民困窮の際は、高利貸の跋扈愈々甚しく、其の害毒の後世に迄及ぶの懼れ大であるが、この社會的寄生虫驅逐のためにも、缺ぐ可からざるものである。獨逸に於てライファイゼン氏が組合を組織した第一の目的は、猶太人の毒牙から細民を救はんとするにあつた。而してその目的は見事に貫徹されたので

あつた。此の際罹災民は政府の援助を籍り、協同して之が驅除に當らねばならぬ。

尙最後に一言す可きは從來我國の産業組合はライファイゼン式に偏したるため、農村に便にして都會に不便なりとの、非難を屢々耳にする處であつたがまた事實農村に於ては、組合の成績稍や見る可きものあるに拘らず、都會に於ては殆ど産業組合の成績好良なるもの、あるを聞かない。之を好機として、獨逸のシユルツエドリツチ式銀行の組織を加味して、都市住民の運用に便ならしめ、全國各都市に組合を普及せしめ、唯に今回の如き大震災に「泥繩」的の譏を免るゝのみならず、更に商工業金融機關として、中産階級金融の大動脈たらしめ、進んでは中産階級をして資本家階級に對抗競争せしむるの基礎としなければならぬ。